

違反対象物の公表制度始まる！

重大な消防法令違反の建物を ホームページに公表します！

《違反対象物の公表制度とは》

建物を利用する方が、自ら利用する建物の火災危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反をホームページにより公表する制度です。

【公表の対象となる建物は】

甲府市・甲斐市(旧竜王町・旧敷島町に限る。)・中央市・昭和町にある特定防火対象物※が公表の対象です。

※特定防火対象物とは、劇場、公民館、遊技場、風俗店、飲食店、物品販売店、宿泊施設など不特定多数の方が利用する建物、病院や福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用する建物 《消防法施行令別表第1 (1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項、(16の3)項》

【公表の対象となる違反は】

公表の対象となる建物に、**屋内消火栓設備**、**スプリンクラー設備**又は**自動火災報知設備**の設置義務があるもののうち、次のいずれかに該当するものが公表になる違反です。

- ① これらの設備が一切設置されていないもの。
- ② これらの設備の維持管理不良により主たる機能が喪失しているもの。

【公表の時期は】

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者にその旨を通知した日から14日が経過しても引き続きその違反が認められる場合に公表します。また、公表は違反が是正されるまでの間、継続します。

【公表の方法は】

甲府地区広域行政事務組合消防本部のホームページへ掲載します。

【公表する内容は】

- ①建物の名称
- ②建物の所在地
- ③違反の内容(店舗等の名称を含む。)
- ④その他消防長が認める事項



制度の開始時期は

平成30年4月1日～

甲府地区広域行政事務組合消防本部

【公表までの流れ】

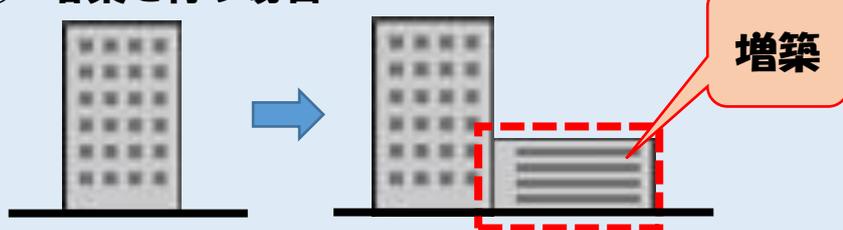
違反建物情報は甲府地区広域行政事務組合消防本部のホームページで公表します。



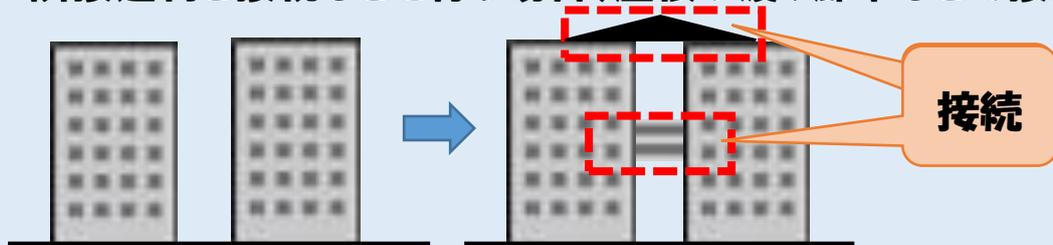
【建物関係者の方へ】

あなたの所有、管理する建物に次のような変更を行う場合は、新たに消防用設備等が必要となることがありますので、事前に消防本部・消防署にご相談ください。

① 増築を行う場合



② 隣接建物と接続などを行う場合(屋根や渡り廊下などで接続)



③ 飲食店、物品販売店、病院、福祉施設などの用途に変更又は新たに入居する場合



④ 窓等の開口部を看板や物を置いて塞いだり、窓にフィルム等を貼る場合



【お問い合わせ先】

消防本部予防課	違反是正係	055-222-1291	甲府市伊勢三丁目8-23
中央消防署	査察係	055-254-9119	甲府市丸の内一丁目1-19
南消防署	査察係	055-233-1499	甲府市伊勢三丁目8-23
西消防署	査察係	055-276-3825	甲斐市竜王3314-1